

監査報告第3号
令和4年（2022年）7月21日

札幌市監査委員 藤 江 正 祥
同 愛 須 一 史
同 鈴 木 健 雄
同 國 安 政 典

定期監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

監査の対象、指摘件数等は下記のとおりです。

記

1 定期監査等（事務監査）

局名	対象部	指摘事項の区分							意見	順守
		収入	支出	財産	行政運営	学校運営	その他	合計		
市民文化局	地域振興部		2		1	-		3		2
経済観光局	産業振興部		1			-		1	1	1
環境局	環境事業部			1	1	-		2		3
下水道河川局	経営管理部	1				-		1		
	事業推進部	1	1			-	2	4	3	1
病院局	経営管理部 他		2			-		2	2	2
消防局	総務部 他					-			2	4
	消防署					-				3
豊平区	土木部		1	1		-		2		4
清田区	土木部		1	1		-		2	1	
南区	土木部	1	1	2		-		4		
9局（区）	11部	3	9	5	2	-	2	21	9	20

※ 「順守」は基本的順守事項を表す。

2 定期監査等（工事監査）

局名	対象部	指摘事項の区分					意見
		設計	監理	事務	その他	合計	
水道局	給水部	1				1	
北区	土木部						
東区	土木部	1	1			2	
3局（区）	3部	2	1			3	

定期監査

(工事監査)

令和4年度定期監査（工事）報告書

令和4年度第1回定期監査（工事）の実施結果について、以下のとおり報告する。
なお、監査の実施に当たっては、札幌市監査委員監査基準（令和2年3月26日監査委員決定）に準拠した。

監査の種類 定期監査

監査の対象

水道局	給水部
北区	土木部
東区	土木部

監査の着眼点（評価項目）

上記「監査の対象」の工事等におけるリスクのうち、市民等への影響、発生頻度等を考慮し特に重要と考えられるリスクを、監査上の重要リスクとし、対応する監査の着眼点（評価項目）を設定した。

着眼点（評価項目）は、54ページからの別表1のとおりである。

監査の実施内容

監査の範囲	令和3年4月1日から令和4年3月31日までに完成した土木、建築、設備工事等（道路維持除雪業務を含む。）に係る工事設計、工事監理及び工事事務（必要に応じて他の年度の執行分も対象とする。）
監査の方法	前記監査範囲のうちから、別表2に掲げる工事等を抽出し、関係書類や実地の検査及び関係職員からの説明聴取により実施した。
監査の期間	令和4年4月6日から同年7月1日まで

監査の結果

対象となった工事等について、次のとおり指摘すべき事項がみられた。

第1 指摘事項

1 工事設計

(1) 旅費交通費の積算を適正に行うべきもの

【水道局給水部】

「設計業務等標準積算基準書」では、旅費交通費の算出について、業務に係るすべての直接人件費に対し、該当する率を乗じた額を旅費交通費として積算することと定められている。

今回監査した土木設計業務において、直接人件費のうち、設計協議と現地調査にのみ該当する率を乗じた額を旅費交通費として積算している事例がみられた。

この事例については、一部の工事担当課において当該積算基準に対する職員の理解不足があったこと、及び本市で運用している積算システムを使用せず、独自の方法で積算していたことが原因と考えられる。

今後、このようなことがないように、基準等を確認するとともに、積算方法を見直すなどの再発防止に向けた取組みを講じて、適正な工事設計に努められたい。

(2) 測量業務の積算を適正に行うべきもの

【東区土木部】

「札幌市設計業務等積算基準」では、測量業務は、地域や地形、その他の現場条件によって作業効率が異なることから、対象地域の実情を反映した内容で積算することと定められている。

今回監査した測量業務において、当該業務箇所を大部分を占める地域区分(*)を選定せず、他の地域区分を選定して積算している事例がみられた。

この事例については、当該積算基準に対する職員の理解不足及び検算審査が不十分なことが原因と考えられる。

今後、このようなことがないように、基準等を確認し再発防止に向けた取組みを講じて、適正な工事設計に努められたい。

(*) 地域区分：用途地域及び家屋の密集度合いなどにより定められた区分

2 工事監理

(1) 道路使用許可条件を遵守すべきもの

【東区土木部】

「道路交通法」では、道路において工事若しくは作業をしようとする者は、工事場所を管轄する警察署長の道路使用許可を受けなければならないと定められている。

今回監査した街路灯塗装工事において、この許可条件として施工時間帯を9時から17時までとされていたが、工事写真の原本データを確認したところ、この時間帯よりも早い時間帯で街路灯の塗装作業を行っている事例がみられた。

発注者は受注者から提出された道路使用許可条件を確認はしていたものの、受注者には許可条件を守るという意識が欠けていたことが原因と考えられる。

公共工事を執行するにあたり、関係法令の遵守は必須であることから、今後、このようなことがないように受注者を指導し、適切な工事監理に努められたい。

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
積算が適切に行われないリスク	■ 違算による財政的な損害の発生が懸念されるため。
工事の品質管理が適切に行われないリスク	■ 工事の品質が確保されない（請負契約が適切に履行されない）ことによる財政的な損害の発生及び信用失墜が懸念されるため。
安全管理が適切に行われないリスク	■ 社会的影響が大きい死亡事故等の発生による信用失墜が懸念されるため。
工事・委託業務等の検査における不備が見過ごされるリスク	■ 検査において不備が見過ごされることにより、誤った成果物及び支払いの発生が懸念されるため。
設計変更の手続きが適正に行われないリスク	■ 設計変更が必要な際、組織的な決定を得る前に変更工事を実施したことで、工事の手戻りや品質確保への影響が懸念されるため。
工事に伴う許可や届出が適切に行われないリスク	■ 工事が適切に監理されないことによる信用失墜が懸念されるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 共通仮設費・現場管理費・一般管理費等の算出は適切に行われているか。 ■ 単価の設定が適切に行われているか。 ■ 見積りによる単価策定が適切に行われているか。 ■ 数量及び単価の端数処理は適切に行われているか。 	【指摘事項】 ・ 旅費交通費の積算を適正に行うべきもの
<ul style="list-style-type: none"> ■ 設計図書や施工計画書の品質管理に係る項目は適切か。 ■ 品質管理に係る写真撮影・試験等は適切に行われているか、また、その記録は整備されているか。 ■ 品質管理に配慮した施工が行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 安全管理に係る資格や体制は適切か。 ■ 誘導員を配置せずに、車両系建設機械に接触するおそれのある箇所に労働者を配置していないか。 ■ 土留工や法面勾配の確保等は適切に行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事等の検査が、適正に行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 設計変更が組織的に決定を得る前に変更工事が行われていないか。 ■ 契約約款に定めるとおり、工事等の設計変更時に工事工程表（業務日程表）が提出されているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事に伴う許可や届出が適切に行われているか。 	—
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
積算が適切に行われないリスク	■ 違算による財政的な損害の発生が懸念されるため。
工事の品質管理が適切に行われないリスク	■ 工事の品質が確保されない（請負契約が適切に履行されない）ことによる財政的な損害の発生及び信用失墜が懸念されるため。
安全管理が適切に行われないリスク	■ 社会的影響が大きい死亡事故等の発生による信用失墜が懸念されるため。
工事・委託業務等の検査における不備が見過ごされるリスク	■ 検査において不備が見過ごされることにより、誤った成果物及び支払いの発生が懸念されるため。
設計変更の手続きが適正に行われないリスク	■ 設計変更が必要な際、組織的な決定を得る前に変更工事を実施したことで、工事の手戻りや品質確保への影響が懸念されるため。
工事に伴う許可や届出が適切に行われないリスク	■ 工事が適切に監理されないことによる信用失墜が懸念されるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

北区 土木部

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 共通仮設費・現場管理費・一般管理費等の算出は適切に行われているか。 ■ 単価の設定が適切に行われているか。 ■ 見積りによる単価策定が適切に行われているか。 ■ 数量及び単価の端数処理は適切に行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 設計図書や施工計画書の品質管理に係る項目は適切か。 ■ 品質管理に係る写真撮影・試験等は適切に行われているか、また、その記録は整備されているか。 ■ 品質管理に配慮した施工が行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 安全管理に係る資格や体制は適切か。 ■ 誘導員を配置せずに、車両系建設機械に接触するおそれのある箇所に労働者を配置していないか。 ■ 土留工や法面勾配の確保等は適切に行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事等の検査が、適正に行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 設計変更が組織的に決定を得る前に変更工事が行われていないか。 ■ 契約約款に定めるとおり、工事等の設計変更時に工事工程表（業務日程表）が提出されているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事に伴う許可や届出が適切に行われているか。 	—
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
積算が適切に行われないリスク	■ 違算による財政的な損害の発生が懸念されるため。
工事の品質管理が適切に行われないリスク	■ 工事の品質が確保されない（請負契約が適切に履行されない）ことによる財政的な損害の発生及び信用失墜が懸念されるため。
安全管理が適切に行われないリスク	■ 社会的影響が大きい死亡事故等の発生による信用失墜が懸念されるため。
工事・委託業務等の検査における不備が見過ごされるリスク	■ 検査において不備が見過ごされることにより、誤った成果物及び支払いの発生が懸念されるため。
設計変更の手続きが適正に行われないリスク	■ 設計変更が必要な際、組織的な決定を得る前に変更工事を実施したことで、工事の手戻りや品質確保への影響が懸念されるため。
工事に伴う許可や届出が適切に行われないリスク	■ 工事が適切に監理されないことによる信用失墜が懸念されるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

東区 土木部

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 共通仮設費・現場管理費・一般管理費等の算出は適切に行われているか。 ■ 単価の設定が適切に行われているか。 ■ 見積りによる単価策定が適切に行われているか。 ■ 数量及び単価の端数処理は適切に行われているか。 	【指摘事項】 ・ 測量業務の積算を適正に行うべきもの
<ul style="list-style-type: none"> ■ 設計図書や施工計画書の品質管理に係る項目は適切か。 ■ 品質管理に係る写真撮影・試験等は適切に行われているか、また、その記録は整備されているか。 ■ 品質管理に配慮した施工が行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 安全管理に係る資格や体制は適切か。 ■ 誘導員を配置せずに、車両系建設機械に接触するおそれのある箇所に労働者を配置していないか。 ■ 土留工や法面勾配の確保等は適切に行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事等の検査が、適正に行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 設計変更が組織的に決定を得る前に変更工事が行われていないか。 ■ 契約約款に定めるとおり、工事等の設計変更時に工事工程表（業務日程表）が提出されているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事に伴う許可や届出が適切に行われているか。 	—
	【指摘事項】 ・ 道路使用許可条件を遵守すべきもの